

先着順市有財産売払い、募集要領

令和5年6月30日付徳島市公告第141号により市有財産売却に伴う一般競争入札の入札者を募集しましたが、入札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約にて売払いいたします。売払いを希望する方は、次の各事項を御承知の上、売払い申請してください。

(売払い物件)

第1 売払いする物件は次のとおりです。

徳島市川内町旭野271番2 宅地 245.42㎡

※ 詳細は5頁の物件調書を御覧ください。

(売払い価格)

第2 売払い価格は4,290,000円とします。

(売払いを受けることができない者)

第3 次のいずれかに該当する方は売払いを受けることができません。

(1) 次の各号に該当すると認められる者

ア 当該売払いに係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次の各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 前アからカまでの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団又は暴力団員を業務に利用している者及び暴力団又は暴力団員を役員等としている者

者

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

（現地説明会）

第4 売払い物件の現地説明会は実施しません。売払いを希望する方は事前に売払い物件の現地調査及び法令等の諸規制の調査等を行い、必ず現況を確認してください。

（売払い申請）

第5 次の期間内に必要な書類を提出し、売払い申請をしてください。

- (1) 受付期間及び時間

期間：令和5年9月1日（金）から令和6年4月30日（火）まで
（土、日、祝日を除く）

※ただし、申請者がいない場合でも、受付期間を繰り上げて終了する可能性があります。
時間：午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

- (2) 提出書類

ア 市有財産売払い申請書（個人、法人）

イ 印鑑登録証明書（個人、法人）（原本）

ウ 身分証明書（個人のみ）（原本）

※ 当該売払いに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の市町村長の証明

エ 法人にかかる登記事項証明書（現在事項）又は登記簿謄本（法人のみ）（原本）

オ 誓約書（個人、法人）

なお、イ、ウ、エについては交付の日から1か月以内のものに限ります。

- (3) 提出場所 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所 7階 徳島市財政部財産管理活用課

※ 郵送による売払い申請は受け付けておりませんので、必ず財産管理活用課へ持参してください。

（売払い相手方の決定方法）

第6 売買契約の相手方は、原則として最初に売払い申請を受け付けられた方とします。

ただし、同一の日に複数の売払い申請の受付があった場合は、くじにより契約の相手方を決定します。くじ引きの順序は売払い申請の受付順とし、当日の受付時間終了後、直ちに行います。この場合において、申請者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該売払い事務に関係のない徳島市職員にくじを引かせて相手方を決定します。

申請受付後、内部審査等を行い、契約の相手方に決定した方に、決定通知書により通知します。

（売買契約の締結）

第7 売買契約の相手方となった方（以下「契約者」といいます。）は、決定通知の日から起算

して14日以内に契約保証金を納付して、徳島市市有財産売買契約書により契約を締結しなければなりません。

- 2 契約保証金の額は429,000円とし、契約の締結以前に納付しなければなりません。
- 3 契約保証金には利子を付しません。
- 4 契約の締結は、契約書を作成することによって行います。
- 5 契約は、契約者が押印し後日徳島市が契約書に記名押印したときに確定します。
- 6 契約に要する費用は、契約者の負担とします。
- 7 契約者が第7の1の期間内に契約保証金を納付して契約を締結しないときは、その者の売払い申請は効力を失うほか、その者が既に納付している契約保証金がある場合は、当該契約保証金は徳島市に帰属します。

(売買代金)

第8 売買代金は、契約保証金の額を除いた金額を契約締結の日から起算して20日以内に支払わなければなりません。

- 2 第8の1により納付する売買代金は、既に納付している契約保証金をその一部として充当します。

(用途の制限)

第9 今回の売払い物件には、次に掲げる用途制限を付すこととします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗関連営業の用に供してはならない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の用に供してはならない。
- (3) (1)、(2)に該当する用に供することを知りながら、第三者に譲渡し、若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(売払い物件の所有権移転)

第10 売払い物件の所有権は、契約者が売買代金を完納したときに徳島市から契約者に移転します。

- 2 契約者による売買代金完納後、すみやかに徳島市において所有権移転登記手続を行います。ただし、所有権移転登記に必要な費用は契約者の負担とします。
- 3 物件の引渡しは、第10の1の所有権の移転があったときに、現状有姿のまま引渡しがあったものとします。

(特則)

第11 今回の売買契約には、次に掲げる特則を付すこととします。

- (1) 契約者は、売買物件の種類、品質又は数量等、現状を十分に確認して買い受けるものとし、本契約締結後売買物件が数量の不足、その他本契約の内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という。）でも、修補による追完、売買代金の減額、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができません。

- (2) 契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、落札者は、契約不適合について、売買物件の引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、修補による追完、売買代金の減額、契約の解除又は損害賠償（契約不適合が甲の責めに帰することのできない事由によるものであるときを除く。）の請求をすることができます。
- (3) (2)に定める修補による追完又は損害賠償の請求は、売買代金の額を超えることはできません。
- (4) (2)の契約不適合が落札者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、落札者は、修補による追完、売買代金の減額、契約の解除又は損害賠償の請求のいずれもすることはできません。
- (5) 落札者が本契約締結時に(2)の契約不適合を知っていたときは、徳島市は本条の責任を負いません。

物 件 調 書 (土 地)

所在地		地目	地積(公簿)	地積(実測)	土地の形状
徳島市川内町旭野271番2		宅地	245.42㎡	245.42㎡	不整形
接面道路状況		南辺：幅員約5.0mの市道(旭野北一小松線)			
		西辺：幅員約5.0mの市道(旭野北一小松線)			
交通機関		バス	宮島金比羅前バス停(西方約1,500m)		
		JR	JR徳島駅(南西方約7,200m)		
近隣公共施設		小学校	西方約1,800m	中学校	北西方約3,000m
		支所	北方約3,000m		
供給施設状況		供給施設	状況	事業所名	電話番号
		電気	可	四国電力送配電株式会社 徳島支社	0120-410-105
		都市ガス	無		
		上水道	可	徳島市上下水道局	088-623-1187
		下水道	無		
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化調整区域			
	用途地域	—			
	建ぺい率	70%	容積率	200%	
	防火地域	—			
	その他の法律	—			
私道の負担に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	
その他	・当該地については、津波災害警戒区域や吉野川洪水浸水区域、高潮浸水区域と想定されています。				
	詳細については、官公庁が公表している各種防災マップを確認した上で入札へ参加してください。				
	・敷地内(北)には、西日本電信電話株式会社と四国電力送配電株式会社の支線が各1本あります。				
	継続設置・撤去等の取扱いについては、購入後設置者と協議してください。				